
IV 経営規模等評価申請及び 総合評定値請求の方法 (国土交通大臣許可業者)

IV 経営規模等評価申請及び総合評定値請求の方法（国土交通大臣許可業者）

令和2年4月より、国土交通大臣許可業者の申請窓口が変更になりましたので、ご注意ください。

都道府県経由事務の廃止に伴い、令和2年4月1日から、各種申請書・変更届出書につきましては関東地方整備局建政部建設産業第一課に直接持参又は郵送にて提出してください。

・宛先
〒330-9739
埼玉県さいたま市中央区新都心2-1
さいたま新都心合同庁舎2号館6階
関東地方整備局 建政部 建設産業第一課

詳細は、関東地方整備局ホームページをご覧ください。

(<https://www.ktr.mlit.go.jp/kensan/index00000007.html>)